

官報

号外 平成七年六月九日

○第百三十二回 参議院會議録第二十八号

平成七年六月九日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第二十八号

平成七年六月九日

午前十時開議

第一 災害対策基本法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 優生保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、北方領土問題の解決促進に関する決議案

(坪井一字君外九名発議(委員会審査省略要求事件))

一、日程第一

一、地震防災対策特別措置法案(衆議院提出)

一、日程第二より第四まで

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

坪井一字君外九名発議に係る北方領土問題の解決促進に関する決議案は、発議者要求のとおり委員

会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。よって、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。坪井一字君。

(議案は本号末尾に掲載)

(坪井一字君登壇、拍手)

○坪井一字君 たいま議題となりました自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、平成会、新緑風会、日本共産党、平和・市民、二院クラブ、民主の会の各派共同提案に係る北方領土問題の解決促進に関する決議案につきまして、発議者を代表して提案の趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

北方領土問題の解決促進に関する決議案

本年は、戦後五十一年の節目に当たります。しかるに、今日なお、我が国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還が実現せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

北方領土問題の解決を求める国民の総意に思

いを致し、「東京宣言」を基盤とした領土返還交渉の促進、日露関係全般の均衡のとれた形での拡大、北方四島交流等の推進による両国民の相互理解の増進等の更なる努力を通じて、両国間

の完全な正常化が実現されなければならぬ。

政府は、戦後半世紀を経ようとする今日、国民の悲願にこたえ、決意を新たにして、北方領土問題に関する我が国の基本方針に基づき、北方領土問題を解決して、平和条約を締結し、日露間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう、全力を傾注すべきである。

右決議する。

以上であります。

我が国固有の領土である北方領土の返還実現は、旧島民の皆さんを初めとして、我が国民すべての長年にわたる悲願であります。にもかかわらず、戦後半世紀を経ようとする今日、北方領土においては依然としてロシアによる不法占拠が続いており、いまだに北方領土の返還が実現していないことはまことに遺憾なことでありま

す。昨年十月、エリツィン・ロシア大統領が来日し、その際に合意された東京宣言において、北方領土問題の解決については法と正義の原則を基礎とすることがうたわれる等、北方領土問題についての一定の前進を見たのであります。また、北方領土に関連する日ロ間の交流の枠組みである北方四島交流、いわゆるビザなし交流も軌道に乗り、両国民の間の相互理解も着実に深まってきております。

本年度よりこのビザなし交流に国会議員が参加することになり、私も去る五月にその第一陣として色丹島を訪れました。そのときの経験からいいたしましても、両国民が交流を深め忌憚なく率直に話し合うことが大変重要であることを痛感してまいりました次第であります。

日ロ両国関係の完全な正常化の実現のため、今後ともこのような努力がさらに一層続けられるべきであるとともに、日ロ関係全般の均衡のとれた形での拡大が図られるべきであります。

以上、申し述べました最近の諸情勢及び北方領土問題が未解決のまま間もなく半世紀を経過しようとしている点等にかんがみ、本院は、ここに改めて北方領土返還要求の決意を明確にするとともに、政府においては、決意を新たにして、北方領土問題を解決して、平和条約を締結し、それによって日ロ間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきであると考え、本決議案を提出した次第であります。

戦後五十年目の節目に当たる今日、本決議が問題解決への前進に結びつきますことを祈念して、何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

ただいまの決議に対し、外務大臣から発言を求められました。河野外務大臣。

(国務大臣河野洋平君登壇、拍手)

○国務大臣(河野洋平君) たいま採択された御決議に対しまして、所信を申し述べます。

政府といたしましても、我が国固有の領土である北方領土が、戦後半世紀を経ようとする今日なお返還されていないことを遺憾とするものであります。ただいま採択された御決議の趣旨を十分に体しまして、北方領土問題の解決と日ロ平和条約の締結のため、東京宣言を基礎としつつ、ロシアとの交渉に一層の努力を傾注する所存であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 日程第一 災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)及び本日委員長から報告書が提出されました

平成七年六月九日 参議院會議録第二十八号

北方領土問題の解決促進に関する決議案 災害対策基本法の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件

一

平成七年六月九日 参議院會議録第二十八号

災害対策基本法の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案 優生保護法の一部を改正する法律案外一件

二

地震防災対策特別措置法案(衆議院提出)
を日程に追加し、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。災害対策特別委員長陣内孝雄君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(陣内孝雄君登壇、拍手)

○陣内孝雄君 ただいま議題となりました二法案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、災害対策基本法の一部を改正する法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため行われた災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞した状況等にかんがみ、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充するとともに、車両の運転者の義務、警察官、自衛官及び消防吏員による緊急通行車両の通行の確保のための措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、今回の法改正の背景、交通規制時の要員確保、緊急通行車両の範囲等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、地震防災対策特別措置法案は、衆議院災害対策特別委員長提出に係るものであり、その内容は、地震防災対策の強化を図ることにより、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五カ年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措

置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長久世公堯君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○久世公堯君 ただいま議題となりました容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

近年、我が国においては、一般廃棄物量が増大し、その最終処分場が逼迫する一方、地球環境保全のため、再生資源を積極的に利用していくことが求められております。

本法は、こうした状況にかんがみ、再生資源としての利用が可能な容器包装について、市町村による分別収集及び事業者による再商品化等を促進するシステムを構築しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、厚生委員会、農林水産委員会及び環境特別委員会との連合審査会を開会いたしました。こうした中で、本法施行による廃棄物の減量効果、分別収集量と再商品化可能量の調整、事業者・市町村・消費者の費用負担のあり方、既存のリサイクルシステムの位置づけ等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より修正案が提出されました。次に、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第三 優生保護法の一部を改正する法律案

日程第四 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長種田誠君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(種田誠君登壇、拍手)

○種田誠君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、優生保護法の一部を改正する法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができ期間を五年間延長しようとするものであります。

次に、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案は、理容師及び美容師の資質の向上に資するため、理容師試験及び美容師試験の受験資格を高等学校卒業以上とするともに、理容師及び美容師の免許権者並びに理容師試験及び美容師試験の実施者を厚生大臣に改めようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、提出者の衆議院厚生委員長から趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して西山委員より理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、優生保護法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。
まず、優生保護法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。
本日はこれにて散会いたします。
午前十時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長	原 文兵衛君
副議長	赤 桐 操君

横尾 和伸君	荒木 清寛君
都築 譲君	山崎 順子君
北村 哲男君	武田 節子君
山下 栄一君	寺澤 芳男君
泉 信也君	釘宮 馨君
浜四津敏子君	常松 克安君
北澤 俊美君	長谷川 清君
平野 貞夫君	猪熊 重二君
白浜 一良君	刈田 貞子君
直嶋 正行君	寺崎 昭久君
星野 朋市君	木暮 山人君
風間 昶君	牛嶋 正君
統 訓弘君	広中和歌子君
田村 秀昭君	小林 正君
勝木 健司君	片上 公人君

中西 珠子君	和田 教美君
高桑 栄松君	野末 陳平君
中村 鋭一君	林 寛子君
及川 順郎君	鶴岡 洋君
大久保直彦君	吉田 之久君
永野 茂門君	松尾 官平君
河本 英典君	鈴木 栄治君
安恒 良一君	椎名 素夫君
三石 久江君	溝手 顕正君
前島英三郎君	野村 五男君
坪井 一字君	上野 公成君
吉村剛太郎君	南野知恵子君
清水嘉子君	西田 吉宏君
成瀬 守重君	石渡 清元君
矢野 哲朗君	守住 有信君
青木 幹雄君	浦田 勝君
石井 道子君	宮崎 秀樹君
下福葉耕吉君	永田 良雄君
竹山 裕君	岡野 裕君
岡部 三郎君	高木 正明君
田沢 智治君	鈴木 省吾君
世耕 政隆君	遠藤 要君
坂野 重信君	林田悠紀夫君
伊江 朝雄君	北 修二君
宮澤 弘君	村上 正邦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
真島 一男君	関根 則之君
笠原 潤一君	山崎 正昭君
松谷蒼一郎君	服部三男雄君
野間 越君	加藤 紀文君
岡 利定君	河本 三郎君
佐藤 泰三君	清水 達雄君
佐藤 静雄君	井上 章平君
陣内 孝雄君	二木 秀夫君
松浦 孝治君	鈴木 貞敏君
中曾根弘文君	野沢 太三君
木宮 和彦君	小野 清子君
久世 公義君	查掛 哲男君

志村 哲良君	倉田 寛之君
上杉 光弘君	井上 孝君
大浜 方栄君	森山 眞弓君
松浦 功君	大木 浩君
斎藤 十朗君	井上 吉夫君
佐々木 満君	井上 裕君
前田 勲男君	板垣 正君
大河原太一郎君	喜岡 淳君
谷畑 孝君	吉田 達男君
角田 義一君	萱野 茂君
栗原 君子君	峰崎 直樹君
今井 澄君	大脇 雅子君
堀 利和君	種田 誠君
肥田美代子君	日下部徳代子君
深田 肇君	会田 長栄君
菅野 壽君	篠崎 年子君
大淵 絹子君	千葉 景子君
一井 淳治君	渡辺 四郎君
山口 哲夫君	稲村 稔夫君
山口 満治君	上山 和人君
瀬上 貞雄君	糸久八重子君
久保田真苗君	上野 雄文君
穂山 篤君	青木 新次君
小川 仁一君	鈴木 和美君
及川 一夫君	大森 昭君
志苦 裕君	武田邦太郎君
西川 潔君	西山登紀子君
江本 孟紀君	中尾 則幸君
島袋 宗康君	高崎 裕子君
萩野 浩基君	小島 慶三君
山田 俊昭君	林 紀子君
清水 澄子君	猪木 寛至君
下村 泰君	吉川 春子君
山本 正和君	田 英夫君
吉岡 吉典君	佐藤 三吾君
松前 達郎君	有働 正治君
橋本 敦君	聴濤 弘君
矢田部 理君	瀬谷 英行君

議長の報告事項
去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

市川 正一君 上田耕一郎君

国務大臣

外務大臣

厚生大臣

通商産業大臣

国務大臣

(国土庁長官)

小澤 潔君

石井 道子君

太田 豊秋君

風間 昶君

田 英夫君

法務委員

辞任

糸久八重子君

外務委員

辞任

大淵 絹子君

厚生委員

辞任

岩崎 純三君

竹村 泰子君

農林水産委員

辞任

野別 隆俊君

細谷 昭雄君

村沢 牧君

山下 栄一君

和 教美君

商工委員

辞任

川橋 幸子君

補欠

岩崎 純三君

村上 正邦君

山下 栄一君

西野 康雄君

補欠

竹村 泰子君

補欠

村沢 牧君

補欠

石井 道子君

糸久八重子君

補欠

庄司 中君

大淵 絹子君

風間 昶君

都築 譲君

補欠

前畑 幸子君

運輸委員 吉田 達男君 及川 一夫君

補欠 細谷 昭雄君

通信委員 瀨上 貞雄君

補欠 吉田 達男君

及川 一夫君 前畑 幸子君

補欠 川橋 幸子君

労働委員 前畑 幸子君

補欠 野別 隆俊君

建設委員 都築 讓君

補欠 和田 教美君

村上 正邦君 西野 康雄君

補欠 太田 豊秋君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員 笠原 潤一君

補欠 山崎 正昭君

地方分権及び規制緩和に関する特別委員 稲村 稔夫君

補欠 岩崎 昭弥君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活に関する調査会委員 佐藤 三吾君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活に関する調査会委員 佐藤 三吾君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案(閣法第九七号)

商工委員会に付託

災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第一〇二号)

災害対策特別委員会に付託

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

高齡社会対策基本法案

臨時大深度地下利用調査会設置法案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長から次の質問主意書が提出された。

防衛庁・自衛隊における法律秘の公開・開示手続に関する質問主意書(改正敏君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

現職自衛官によるオウム真理教に対する部内資料提供に関する質問主意書(改正敏君提出)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の異動年月日

大蔵省銀行局長 山口 公生

同日内閣総理大臣から議長宛、同日気象庁長官二宮洗三君の第百三十二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること

を承認した。

大蔵省銀行局保険部長 福田 誠君

通商産業省生活産業局長 江崎 格君

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省銀行局保険部長福田誠君外二名(同日議長承認を、第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 山下 栄一君

補欠 横尾 和伸君

外務委員 大脇 雅子君

補欠 今井 澄君

厚生委員 今井 澄君

補欠 大脇 雅子君

農林水産委員 横尾 和伸君

補欠 山下 栄一君

大脇 雅子君

大脇 雅子君

大脇 雅子君

大脇 雅子君

大脇 雅子君

大脇 雅子君

大脇 雅子君

大脇 雅子君

大脇 雅子君

大脇 雅子君

運輸委員 細谷 昭雄君

補欠 瀨上 貞雄君

労働委員 野別 隆俊君

補欠 庄司 中君

建設委員 山本 正和君

補欠 前畑 幸子君

予算委員 河本 三郎君

補欠 前畑 幸子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員 山崎 正昭君

補欠 笠原 潤一君

災害対策特別委員 野別 隆俊君

補欠 佐藤 三吾君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活に関する調査会委員 矢野 哲朗君

補欠 溝手 顕正君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員改正敏君提出防衛庁・自衛隊における法律秘の定義に関する質問に対する答弁書

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 久保田真苗君

補欠 浜本 万三君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。

平成七年六月九日 参議院會議録第二十八号 議長の報告事項

地方行政委員	上野 雄文君	村田 誠醇君	山田 俊昭君	下村 泰君	教範類の雑誌掲載に関する質問主意書(改正敏君提出)	運輸委員	河本 三郎君	下条進一郎君
法務委員	竹村 泰子君	久保田真苗君	笠原 潤一君	前田 勲男君	防衛庁・自衛隊における法律秘の公開・開示手続に関する質問主意書(改正敏君提出)	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
外務委員	今井 澄君	大脇 雅子君	鎌田 要人君	大島 慶久君	昨八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
厚生委員	糸久八重子君	大脇 雅子君	佐藤 三吾君	野別 隆俊君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
商工委員	山下 栄一君	松尾 官平君	泉 信也君	釘宮 磐君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	川橋 幸子君	前畑 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	野間 勲男君	石井 道子君	谷本 鐵君	今井 澄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
通信委員	村田 誠醇君	上野 雄文君	山口 哲夫君	上山 和人君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
建設委員	山本 正和君	川橋 幸子君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君
予算委員	前畑 幸子君	山本 正和君	樋井 規順君	堀 利和君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	河本 三郎君	下条進一郎君	下条進一郎君

平成七年六月九日 参議院會議録第二十八号 議長の報告事項 北方領土問題の解決促進に関する決議案 災害対策基本法の一部を改正する法律案

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 糸久八重子君 (糸久八重子君の補欠)

厚生委員会

理事 木暮 山人君 (木暮山人君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

優生保護法の一部を改正する法律案 (衆第七号) 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案 (衆第八号)

厚生委員会に付託

地震防災対策特別措置法案 (衆第九号)

災害対策特別委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

地震防災対策特別措置法案 (災害対策特別委員長提出) (衆第九号)

同日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案 (閣法第九号) 審査報告書

優生保護法の一部を改正する法律案 (衆第七号) 審査報告書

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案 (衆第八号) 審査報告書

国際問題に関する調査報告書

産業・資源エネルギーに関する調査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国家公務員法第百条第一項及び第百九条第十二号における「秘密」の定義に関する質問主意書 (改正版君提出)

本日委員長から次の報告書が提出された。

地震防災対策特別措置法案 (衆第九号) 審査報告書

北方領土問題の解決促進に関する決議案 右の議案を決議する。

平成七年六月七日

賛成者

坪井 一字

木宮 和彦

星野 昶市

市川 正一

島袋 宗康

賛成者

伊江 朝雄

北 修二

糸久八重子

曾野 久光

風間 昶

池田 治

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

北方領土問題の解決促進に関する決議 本年は、戦後五十周年の節目に当たつた。しかるに、今日なお、我が国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還が実現せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

北方領土問題の解決を求める国民の総意に思いを致し、「東京宣言」を基盤とした領土返還交渉の促進、日露関係全般の均衡のとれた形での拡大、北方四島交流等の推進による両国民の相互理解の増進等の更なる努力を通じて、両国関係の完全な正常化が実現されなければならない。

政府は、戦後半世紀を経ようとする今日、国民の悲願にこたえ、決意を新たに、北方領土問題に関する我が国の基本方針に基づき、北方領土問題の解決して、平和条約を締結し、日露間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう、全力を傾注すべきである。

右決議する。

災害対策基本法の一部を改正する法律案 審査報告書

災害対策基本法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年六月七日

災害対策特別委員長 陳内 孝雄

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため行われた災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞した状況等にかんがみ、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充するとともに、車両の運転者の義務、警察官、自衛官及び消防吏員による緊急通行車両の通行の確保のための措置等を定めようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、近年、大規模災害が多発している現状にかんがみ、災害対策基本法、各種防災計画等我が国の防災体制を抜本的に見直すことは、現下の緊急かつ最重要課題と認識し、可及的速やかに抜本的改正の作業に着手すること。

二、災害対策基本法の抜本的改正に当たっては、今回の緊急通行車両の通行路確保のほか、救急医療体制、消火機能、災害時通信システム、地震予知体制等を緊急に整備拡充すべきことを念頭に置いて検討を行うこと。

三、災害時における緊急通行車両の通行路確保のため、道路交通ネットワークの在り方について検討を行い、交通管理体制の適切な運用に努力するとともに、住民に対する防災教育を徹底すること。

四、大規模災害発生時において被害規模を迅速に把握するため、情報収集・伝達体制の一層の強化を推進するとともに、国、地方公共団体、消防、警察及び自衛隊等の広域的な協力体制を含めた防災体制の確立を図るよう努めること。

五、予測が難しい突発型の大規模災害発生に際しては、政府及び地方自治体の初動対応が極めて重要であることは今回の阪神・淡路大震災から得た教訓であり、国民の生命と財産を守るという政治の原点に立ち、非常災害時の政府の体制等国の危機管理体制の在り方について抜本的な検討を行うこと。

右決議する。

災害対策基本法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年六月二日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

災害対策基本法の一部を改正する法律案

災害対策基本法の一部を改正する法律案

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるとこ

るにより、道路の区間(災害が発生し、又はま
さに発生しようとしている場所及びこれらの周
辺の地域にあつては、区域又は道路の区間を
指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和三十
五年法律第五号)第三十九条第一項の緊急自
動車その他の車両で災害応急対策の確かつ円
滑な実施のためその通行を確保することが特に
必要なものとして政令で定めるものをいう。次
条及び第七十六條の三において同じ。)以外の車
両の道路における通行を禁止し、又は制限する
ことができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限(以下
この項、次条第一項及び第二項並びに第七十六
條の四において「通行禁止等」という。)が行われ
たときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公
安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区
域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会
は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在
る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の
区間(次条及び第七十六條の三において「通行禁
止区域等」という。)その他必要な事項を周知さ
せる措置をとらなければならない。

第七十六條の二 道路の区間に係る通行禁止等が
行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁
止等の対象とされる車両の運転者は、速やか
に、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移
動しなければならない。この場合において、当
該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ
移動することが困難なときは、当該車両をでき
る限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通
行車両の通行の妨害とならない方法により駐車
しなければならない。

へ移動しなければならない。この場合におい
て、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動す
ることが困難なときは、当該車両をできる限り
道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両
の通行の妨害とならない方法により駐車しな
ければならない。

3 前二項の規定による駐車については、道路交
通法第三章第九節及び第七十五條の八の規定
は、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、通行
禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指
示を受けたときは、その指示に従つて車両を移
動し、又は駐車しなければならない。

5 第一項、第二項又は前項の規定による車両の
移動又は駐車については、前条第一項の規定に
よる車両の通行の禁止及び制限は、適用しな
い。

第七十六條の三 警察官は、通行禁止区域等にお
いて、車両その他の物件が緊急通行車両の通行
の妨害となることにより災害応急対策の実施に
著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき
は、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は
管理者に対し、当該車両その他の物件を付近
の道路外の場所へ移動することその他当該通行
禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行
を確保するため必要な措置をとることを命ずる
ことができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置
をとることを命ぜられた者が当該措置をとらな
いときは又はその命令の相手方が現場にいないた
めに当該措置をとることを命ずることができな
いときは、警察官は、自ら当該措置をとること
ができる。この場合において、警察官は、当該
措置をとるためやむを得ない限度において、当
該措置に係る車両その他の物件を破損すること
ができる。

3 前二項の規定は、警察官がその場にいない場
合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第六
十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を
命ぜられた同法第八條に規定する部隊等の自衛
官の職務の執行について準用する。この場合に
おいて、第一項中「緊急通行車両の通行」とある
のは「自衛隊用緊急通行車両(自衛隊の使用す
る緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運
転中のものをいう。以下この項において同じ。)の
通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とある
のは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読
み替へるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場
にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行に
ついて準用する。この場合において、第一項中
「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急
通行車両(消防機関の使用する緊急通行車両で
災害応急対策の実施のため運転中のものをい
う。以下この項において同じ。)の通行」と、「緊
急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊
急通行車両の円滑な通行」と読み替へるものと
する。

5 第一項(前二項において準用する場合を含む
もの)の規定による命令に従つて行う措置及び第
二項(前二項において準用する場合を含むもの)
の規定により行う措置については、第七十六條第
一項の規定による車両の通行の禁止及び制限並
びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、
適用しない。

6 自衛官又は消防吏員は、第三項若しくは第四
項において準用する第一項の規定による命令を
し、又は第三項若しくは第四項において準用す
る第二項の規定による措置をとつたときは、直
ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をと
つた場所を管轄する警察署長に通知しなければ
ならない。

第七十六條の四 国家公安委員会は、災害応急対
策が的確かつ円滑に行われるようにするため特
に必要があると認めるときは、政令で定めると
ころにより、関係都道府県公安委員会に対し、

通行禁止等に関する事項について指示すること
ができる。

第八十二条第一項中「第七十一条の下に」、第
七十六條の三第二項後段(同条第三項及び第四項
において準用する場合を含む。)を加へ、「行なわ
れた」と行われたに改める。

第百四十四條中「第七十六條」を「第七十六條第一
項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第九十四條の次に次の一条を加える。

第九十四條の二 第八十三条第二項の規定によ
り派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害
対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三
号)の定めるところにより、同法第七十六條
の三第三項に規定する自衛隊用緊急通行車両
の円滑な通行を確保するため必要な措置を命
じ、又は自ら当該措置をとることができる。

審査報告書

地震防災対策特別措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年六月九日

災害対策特別委員長 陣内 孝雄

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地震防災対策の強化を図ること
により、地震による災害から国民の生命、身体
及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五
箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国

の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平成八年度約百七十億円の見込みである。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一、本法は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としていることにかんがみ、地震防災対策の円滑かつ速やかな実施を図ることは、現下の緊急かつ最重要課題であり、政府は地震防災対策の実施に万全を期すること。

二、地震災害発生の際に、国民の生命及び身体の安全を確保し、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設の整備に係る事業の実施が極めて重要であり、地震防災対策を推進する上で不可欠なものであることから、政府は本事業の積極的な推進を図ること。

右決議する。

地震防災対策特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成七年六月八日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

地震防災対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事

業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めようとするものであり、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震防災緊急事業五箇年計画の作成等)

第二条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)を作成することができる。

2 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

4 前三項の規定は、地震防災緊急事業五箇年計画を変更する場合について準用する。

(地震防災緊急事業五箇年計画の内容)

第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

- 一 避難地
- 二 避難路
- 三 消防用施設
- 四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

五 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第二号の外かく施設、同項第三号のけい留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。又は漁港施設(漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第三条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。)

六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

七 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

九 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

十 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

十二 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設又は河川法(昭和二十九年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設

十三 砂防法(明治二十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規

定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域での地震防災上必要なもの

十四 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

十五 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

十六 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

十七 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

十八 負傷者を一時的に収容及び保護するため、の救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

十九 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策二十 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

2 地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第四十二条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならぬ。

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第四条 地震防災緊急事業五箇年計画(最初に作成されたものに限る。)に基づいて当該計画期間内の各年度分の事業として実施される事業のうち、別表第一に掲げるもの(主務大臣の定める基準に適合するものに限る。)に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合

において、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの(都道府県が実施するものを除き、主務大臣の定める基準に適合するものに限り)に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合(以下「都道府県の負担割合」という)は、同表に掲げる割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

(地方債についての配慮)

第五条 地方公共団体が地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるため起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(財政上の配慮等)

第六条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、地震防災対策の強化のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(地震調査研究推進本部の設置及び所掌事務)

第七条 総理府に、地震調査研究推進本部(以下「本部」という)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。

二 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

三 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

四 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基

づき総合的な評価を行うこと。

五 前号の規定による評価に基づき、広報を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

3 本部は、前項第一号に掲げる事務を行うに当たっては、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 本部の事務を行うに当たっては、気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)に基づく業務が円滑に実施されるよう配慮しなければならない。

(本部の組織)

第八条 本部の長は、地震調査研究推進本部長(以下「本部長」という)とし、科学技術庁長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

3 本部に、地震調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する。

4 本部の庶務は、科学技術庁において総括し、及び処理する。ただし、政令で定めるものについては、科学技術庁及び政令で定める行政機関において共同して処理する。

5 前各項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(政策委員会)

第九条 本部に、第七條第二項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務について調査審議させるため、政策委員会を置く。

2 政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(地震調査委員会)

第十条 本部に、第七條第二項第四号に掲げる事務を行わせるため、地震調査委員会を置く。

2 地震調査委員会は、前項の事務に関し必要が

あると認めるときは、本部長に報告するものとする。

3 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(地域に係る地震に関する情報の収集等)

第十一条 本部長は、気象庁長官に対し、第七條第二項第四号に掲げる事務のうち、地域に係る地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行うことを要請することができる。

2 気象庁長官は、前項の規定による要請を受け、収集を行ったときは、その成果を本部長に報告するものとする。

3 気象庁及び管区気象台(沖縄気象台を含む)は、第一項の事務を行うに当たっては、地域地震情報センターという名称を用いるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第十二条 本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(調査研究の推進等)

第十三条 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究を推進するために必要な予算等の確保に努めなければならない。

3 国は、地方公共団体が地震に関する観測、測量、調査若しくは研究を行い、又は研究者等を養成する場合に、必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十七条」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条」を「第二十条」に改める。

第四章中第十九条を第二十条とし、第三章中第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第二章第二節中第十八条の次に次の一条を加える。

(地震調査研究推進本部)

第十七条 本府に、地震調査研究推進本部を置く。

2 地震調査研究推進本部の組織及び所掌事務については、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第 号)の定めるところによる。

(科学技術庁設置法の一部改正)

3 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第十八号中「特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)」を「地震防災対策特別措置法(平成七年法律第 号)」(地震調査研究推進本部に関する部分に限る。)、特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)に改める。

(国土庁設置法の一部改正)

4 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号中「エ」とし、エをヒとし、シの次に次のように加える。

エ 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第 号)(地震調査研究推進本部に関する部分を除く。)

別表第一(第四関係)

事 業 の 区 分	国の負担割合
耐震性貯水、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
へき地における公立の診療所であつて政令で定めるものの改築	二分の一
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、虚弱児施設、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者更生施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設、精神薄弱者更生施設(昭和四十五年法律第三十七号)第五条に規定する精神薄弱者更生施設(通所施設を除く)又は老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第五条の三に規定する養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	三分の二
公立の小学校又は中学校の木造以外の校舎の補強	二分の一
地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一

別表第二(第四関係)

事 業 の 区 分	都道府県の負担割合
児童福祉法第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、虚弱児施設、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法第五十一条に規定する身体障害者更生施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、精神薄弱者更生施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、精神薄弱者更生施設(昭和四十五年法律第三十七号)第五条に規定する精神薄弱者更生施設(通所施設を除く)又は老人福祉法第五十一条に規定する養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	六分の二

審査報告書

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成七年六月八日

参議院議長 原 文兵衛殿
商工委員長 久世 公義

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般廃棄物の発生量が増大し、及び再生資源の利用が十分に行われていない状況にかんがみ、一般廃棄物の相当部分を占め、かつ、再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装について、基本方針、再商品化計画、市町村分別収集計画、都道府県分別収集促進計画、特定事業者の義務及び指定法人に関する事項を定める等、必要な措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
費用
本法律案のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律案に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一 本法が我が国のリサイクル社会の基礎づくり及び地球環境保全の一環となる法律として、その機能を十分發揮し、かつ排出自体の減量化にも資するものとなるよう、適切な制度運用を図るとともに、国民・事業者の意識の向上や意見の反映に努めること。
二 市町村の分別収集のための施設に対する支援等、分別収集を行う市町村に対し財政上の配慮を行うよう努めること。また、各市町村が自ら分別収集に要した費用を極力公表するよう指導すること。
なお、既存の民間リサイクルシステムが円滑に運用されるよう配慮するとともに、分別収集

計画の作成に際しては、民間リサイクル関係者の意見を斟酌すること。

三 再商品化計画を策定する際は市町村の動向を十分考慮するとともに、各地域の再商品化技術及び再商品化事業者の動向について調査を行うよう努めること。
分別基準適合物の用途開発等に対する支援措置を講ずる等、再商品化可能量の拡大に努めること。

四 指定法人の事業の運営については、透明性・公平性が確保され、かつ、民間事業者等の創意工夫が十分發揮されるよう組織や人事等において特段の配慮を行うこと。
特に、入札制度の在り方については、評議員会の設置等を通じて適切に行うよう指導すること。

五 本法の適用が除外、若しくは猶予される中小企業者等においても、リサイクル推進の重要性を踏まえ、適切な対応に努めるよう指導すること。

六 地球環境問題の解決に資する観点から、資源の有効利用を図る関連産業の育成等のリサイクル政策を一層推進していくとともに、情報交換や技術交流についての国際的展開に努めること。

なお、製品等の原料採取から廃棄に至る全段階での環境への負荷を評価するための手法について、諸外国との連携も踏まえつつ調査研究を進め、その確立を図るよう努めること。
右決議する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。
平成七年六月二日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条・第六条)
- 第三章 再商品化計画(第七條)
- 第四章 分別収集(第八條・第十條)
- 第五章 再商品化の実施(第十一條・第二十條)
- 第六章 指定法人(第二十一條・第三十二條)
- 第七章 雑則(第三十三條・第四十五條)
- 第八章 罰則(第四十六條・第四十九條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装であつて、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

2 この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

4 この法律において「容器包装廃棄物」とは、容器包装が一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)以下「廃棄物処理法」という。)第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。となつたものをいう。

定する一般廃棄物をいう。以下同じ。となつたものをいう。

5 この法律において「分別収集」とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮その他厚生省令で定める行為を行うことをいう。

6 この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、厚生省令で定める基準に適合するものであつて、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの(有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。)をいう。

7 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分(以下「容器包装区分」という。)ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

8 この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら分別基準適合物を製品(燃料として利用される製品にあつては、政令で定めるものに限る。)の原材料として利用すること。

二 自ら燃料以外の用途で分別基準適合物を製品としてそのまま使用すること。

三 分別基準適合物について、第一号に規定する製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

四 分別基準適合物について、第一号に規定する製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

9 この法律において「容器包装」として「用いる」とは、次に掲げる行為をいう。

一 その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包む行為(他の者(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十

八号)第六条に規定する非居住者を除く。以下この項及び次項において同じ。)の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)を受けて行うものを除く。)

二 その販売する商品で容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれたものを輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。)

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

10 この法律において「特定容器」として「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 特定容器を製造する行為(他の者の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)を受けて行うものを除く。)

二 特定容器を輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。)

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

11 この法律において「特定容器利用事業者」とは、その事業(収益事業であつて主務省令で定めるものに限る。以下同じ。)において、その販売する商品について、特定容器を用いる事業者であつて、次に掲げる者以外の者をいう。

一 国

二 地方公共団体

三 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

四 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二十三條に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であつて、その事業年度(その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間)における政令で定める売上高が政令で定める金額以下である者

12 この法律において「特定容器製造等事業者」とは、特定容器の製造等の事業を行う者であつて、前項各号に掲げる者以外の者をいう。

て、前項各号に掲げる者以外の者をいう。

13 この法律において「特定包装利用事業者」とは、その事業において、その販売する商品について、特定包装を用いる事業者であつて、第十一項各号に掲げる者以外の者をいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の基本的方向

二 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に關する事項

三 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に關する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に關する事項

四 分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に關する事項

五 円滑かつ効率的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化のために必要とされる調整に關する事項

六 環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に關する知識の普及に係る事項

七 その他容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に關する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

平成七年六月九日 参議院會議録第二十八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案

(事業者及び消費者の責務)

第四条 事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、物品の調達に当たっては、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の利用を促進するよう必要な考慮を払うものとする。

3 国は、容器包装に関する情報の収集、整理及び活用、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等の促進に資する科学技術の振興を図るための研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動等を通じて、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第六条 市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、分

別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第三章 再商品化計画

第七条 主務大臣は、基本方針に即して、主務省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする分別基準適合物の再商品化に関する計画(以下「再商品化計画」という。)を定めなければならない。

2 再商品化計画においては、特定分別基準適合物ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度において再商品化がされる当該特定分別基準適合物の量の見込み
- 二 当該特定分別基準適合物の再商品化をするための施設の設置に関する事項
- 三 当該特定分別基準適合物の再商品化の具体的な方策に関する事項
- 四 その他当該特定分別基準適合物の再商品化の実施に関し重要な事項

3 主務大臣は、再商品化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四章 分別収集

(市町村分別収集計画)

第八条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画(以下「市町村分別収集計画」という。)を定めなければならない。

2 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
- 二 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る

分別の区分

四 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

五 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

六 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

七 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

3 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第六条第一項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。

4 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができ、

(都道府県分別収集促進計画)

第九条 都道府県は、厚生省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画(以下「都道府県分別収集促進計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県分別収集促進計画においては、当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量
- 二 当該都道府県の区域内において得られる分

別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量

三 当該都道府県の区域内において得られる第二条第六項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

四 分別収集の促進の意義に関する知識の普及、当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進に関する事項

3 都道府県分別収集促進計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めなければならない。

4 都道府県分別収集促進計画(第二項第一号から第三号までに係る部分に限る。)は、当該都道府県の区域内の市町村の定める市町村分別収集計画(前条第二項第一号及び第四号に係る部分に限る。)に適合するものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県分別収集促進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

6 厚生大臣は、前項の規定によりすべての都道府県から都道府県分別収集促進計画の提出を受けたときは、第二項第二号に規定する特定分別基準適合物ごとの量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの総量を公表しなければならない。

7 厚生大臣は、第五項の規定により都道府県分別収集促進計画の提出を受けたときは、都道府県に対し、助言その他必要な援助をすることができ、

(容器包装廃棄物の分別収集等)

第十条 市町村は、市町村分別収集計画を定めたときは、これに従って容器包装廃棄物の分別収集をしなければならない。

2 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をするときは、当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準を定めるとともに、これを周知させるために必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する分別の基準が定められたときは、当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者は、当該基準に従い、容器包装廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

4 第二項に規定する分別の基準を定めた市町村は、廃棄物処理法第六条の二第六項に規定する手数料の額を定める場合において当該分別の基準に従い適正に分別して排出される容器包装廃棄物以外の一般廃棄物の排出量を勘案する等当該市町村の区域内において容器包装廃棄物を排出する者が当該分別の基準に従い容器包装廃棄物を適正に分別して排出することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 再商品化の実施

(特定容器利用事業者の再商品化義務)

第十一条 特定容器利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定容器(第十八条第一項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。次項第二号ロを除き、以下この条において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

2 前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。

一 再商品化義務総量に、再商品化義務量のうち特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率を乗じて得た量

二 当該特定容器利用事業者が当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量を二に掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率

イ 前号に掲げる量のうち、当該業種に属する事業において当該特定容器を用いる特定容器利用事業者又は当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器の製造等をする特定容器製造等事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率

ロ 当該業種に属する事業において当該特定容器を用いた商品の当該年度における販売見込額の総額を、当該総額と製造等をされた当該特定容器であつて当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度における販売見込額の総額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定める率

ハ 当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務省令で定めるところにより算定される量

二 すべての特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める率

3 前項第一号の再商品化義務総量は、当該年度における当該特定分別基準適合物の第九条第六項に規定する総量に特定事業者責任比率(当該特定分別基準適合物のうち、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率をいう。以下この項において同じ。)を乗じて得た量と、当該年度の前年度の末までに得られた当該特定分別基準適合物であつて再商品化がされなかったもののうち当該年度において特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者により再商品化がされるべき量とを合算して得た量(その量が当該年度における当該特定分別基準適合物の第七条第二項第一号に掲げる量に特定事業者責任比率を乗じて得た量を超えるときは、当該乗じて得た量)を基礎として主務大臣が定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる率

二 当該特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定分別基準適合物に係る特定容器の用いられる事業が属する前条第二項第二号に規定する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量を二に掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率

イ 前条第二項第二号イに掲げる比率

ロ 一から前条第二項第二号ロに掲げる率を控除して得た率

ハ 当該特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定容器であつて当該業種に属する

事業において用いられるものの当該年度において販売する量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務省令で定めるところにより算定される量

二 すべての特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定容器であつて当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度において販売する量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める率

(特定容器製造等事業者の再商品化義務)

第十二条 特定容器製造等事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その製造等をする特定容器(第十八条第一項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。以下この条において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

2 前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。

一 前条第二項第一号に掲げる率

二 当該特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定分別基準適合物に係る特定容器の用いられる事業が属する前条第二項第二号に規定する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量を二に掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率

イ 前条第二項第二号イに掲げる比率

ロ 一から前条第二項第二号ロに掲げる率を控除して得た率

ハ 当該特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定容器であつて当該業種に属する

(再商品化したものとみなされる場合)

第十四条 特定容器利用事業者、特定容器製造等

一 前条第二項第一号に掲げる率

二 当該特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定分別基準適合物に係る特定容器の用いられる事業が属する前条第二項第二号に規定する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量を二に掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率

イ 前条第二項第二号イに掲げる比率

ロ 一から前条第二項第二号ロに掲げる率を控除して得た率

ハ 当該特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定容器であつて当該業種に属する

事業者又は特定包装利用事業者が、第十一条から前条までに規定する再商品化義務量の全部又は一部の再商品化について第二十一条第一項に規定する指定法人と第二十三条第一項に規定する再商品化契約を締結し、当該契約に基づく自らの債務を履行したときは、当該特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、その委託した量に相当する当該特定分別基準適合物の量について再商品化をしたものとみなす。

(再商品化の認定)

第十五条 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務量の全部又は一部の再商品化をしようとするとき(第二十一条第一項に規定する指定法人以外)の者に委託して再商品化をしようとするときを含む。は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該再商品化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。
- 二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。
- 三 当該再商品化に係る次項第五号に掲げる量が、主務省令で定める特定分別基準適合物の地域に関する基準に適合していること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 その事業において用いる特定容器、その事業において製造等をする特定容器又はその事業において用いる特定包装の種類及び量並びに当該特定容器又は当該特定包装の属する容器包装区分

三 前号の容器包装区分に係る特定分別基準適合物の第一号から第十三号までに規定する再商品化義務量

四 当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物

五 前号の特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物の市町村別の量

六 当該認定に係る再商品化に必要な行為を実施する者及び当該再商品化の用に供する施設品化が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(変更の認定)

第十六条 前条第一項の認定を受けた特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

(認定の取消)

第十七条 主務大臣は、第十五条第一項の認定に係る再商品化が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(自主回収の認定)

第十八条 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、主務大臣に申し出て、その行う特定容器又は特定包装の回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨の認定を受けることができる。

量及びその回収の方法を公示するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定に係る回収の方法が同項に規定する主務省令で定める回収率を達成するために不適切なものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(指導及び助言)

第十九条 主務大臣は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、第二十一条から第十三条までに規定する再商品化義務量の再商品化の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該再商品化の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十条 主務大臣は、正当な理由がなく前条に規定する再商品化をしない特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者(第三十九条を除く。以下「特定事業者」という。)があるときは、当該特定事業者に対し、当該再商品化をすべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章 指定法人

(指定等)

第二十一条 主務大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務(以下「再商品化業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、再商

品化業務を行う者(以下「指定法人」という。)として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十二条 指定法人は、特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化をするものとする。

(業務の委託)

第二十三条 指定法人は、主務大臣の認可を受けて、前条の委託に係る契約(以下「再商品化契約」という。)の締結及び当該委託に係る料金(以下「委託料金」という。)の收受に関し必要な業務の一部を特定事業者の加入している団体で政令で定めるものに委託することができる。

2 前項の認可があつた場合においては、同項の政令で定める団体は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

(再商品化業務規程)

第二十四条 指定法人は、再商品化業務を行うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令で定める事項について再商品化業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 再商品化業務の実施方法及び委託料金の額

の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

二 指定法人及び指定法人との間に再商品化契約又は分別基準適合物の再商品化の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の収受に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

四 関連事業者及び一般消費者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

三 主務大臣は、第一項の認可をした再商品化業務規程が再商品化業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その再商品化業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十五条 指定法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再商品化業務に關し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

二 事業計画書には、特定分別基準適合物ごとに、委託料金及び再商品化をしようとする当該特定分別基準適合物の市町村別の量を記載しなければならない。

三 指定法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、再商品化業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第二十六条 指定法人は、主務大臣の許可を受けなければ、再商品化業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(契約の締結及び解除)

第二十七条 指定法人は、再商品化契約の申込者が再商品化契約を締結していたことがある者である場合において、その者につき、支払期限を

超えてまだ支払われていない委託料金があるとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化契約の締結を拒絶してはならない。

二 指定法人は、再商品化契約を締結した特定容器利用事業者が再商品化契約に係る特定容器を用いた商品を販売しなくなったとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化契約を解除してはならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 指定法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、再商品化業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿)

第二十九条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、再商品化業務に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十条 主務大臣は、再商品化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、再商品化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十一条 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(指定の取消し等)

第三十二条 主務大臣は、指定法人が次の各号の

いずれかに該当するときは、第二十一条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 再商品化業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第二十条第一項の認可を受けた同項に規定する再商品化業務規程によらないで再商品化業務を行ったとき。

主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 雑則

(国等の措置)

第三十三条 第二十一条第一項第一号から第三号までに掲げる者は、その事業において用いる容器包装が屬する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、この法律の趣旨にのっとり、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(再商品化に要する費用の価格への反映)

第三十四条 国は、容器包装廃棄物の減量及び容器包装に係る資源の有効利用を図るために再商品化に要する費用を商品の価格に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(市町村長の申出)

第三十五条 容器包装廃棄物の分別収集を行っている市町村の長は、当該分別収集に係る分別基準適合物について再商品化がされないおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その旨を申し出るこ

とができる。

(再商品化により得られた物の利用義務等)

第三十六条 分別基準適合物の再商品化により得られた物を利用することができる事業を行う者は、再生資源の利用の促進に關する法律(平成三年法律第四十八号)で定めるところにより、これを利用する義務を課せられるものとする。

二 その事業において容器包装を用いる事業者及び容器包装の製造、加工又は販売の事業を行う者は、再生資源の利用の促進に關する法律で定めるところにより、その事業に係る容器包装のうち容器包装廃棄物として排出されたものの分別収集を促進し、及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずる義務を課せられるものとする。

(廃棄物処理法の特例等)

第三十七条 指定法人、第十五条第一項の認定を受けた特定事業者又はこれらの者の委託を受けた分別基準適合物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物の運搬又は再生に該当事業のものに限る。)を業として実施する者当該認定を受けた特定事業者から委託を受ける者にあつては、同条第二項第六号に規定する者である者に限る。は、廃棄物処理法第七條第一項又は同條第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

二 指定法人は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(帳簿)

第三十八条 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定容器を用いた商品の販売、特定容器の製造等又は特定包装を用いた商品の販売及び分別基準適合物の再商品化に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別区に関する特例)

第四十一条 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律の規定中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

(協議)

第四十二条 厚生大臣は、第二条第六項の厚生省令を定めようとするときは、通商産業大臣、大蔵大臣及び農林水産大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第四十三条 この法律における主務大臣は、厚生大臣、通商産業大臣、大蔵大臣及び農林水産大臣

臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一 第三条第一項の規定による基本方針の策定並びに同条第三項の規定による基本方針の変更及び公表に関する事項 厚生大臣、通商産業大臣、大蔵大臣、農林水産大臣及び環境庁長官

二 第十一条第二項第二号の規定による率の決定、同号二の規定による量の決定、第十三条第二項第三号の規定による量の決定、第十五条第一項及び第三項に規定する認定、同条第二項の規定による書類の受理、第十六条第一項に規定する変更の認定、第十七条の規定による認定の取消し、第十八条第一項に規定する認定、同条第二項の規定による公示、同条第三項の規定による認定の取消し、第十九条に規定する指導及び助言、第二十条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第三十九条の規定による立入検査に関する事項 厚生大臣、通商産業大臣及び当該特定容器利用事業者が特定容器若しくは当該特定包装を用いて行う事業又は当該特定容器製造等事業者が行う特定容器の製造等の事業を所管する大臣の発する命令

二 第二十条第十項第一号、第十二条第一項、同条第二項第二号ハ及び第三十五条の主務省令 厚生大臣及び通商産業大臣の発する命令

三 第三十九条及び第四十条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

3 第三十九条及び第四十条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

(意見聴取)

第四十四条 主務大臣は、第十一条から第十三条までに規定する主務省令、比率、率若しくは量を定め、又は第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係事業者その他の利害関係者の意見を聴くものとする。

(経過措置)

第四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第四十六条 第二十条第三項の規定による命令に

違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の許可を受けずに再商品化業務の全部を廃止したとき。

二 第二十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第八条及び第九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第十条、第五章、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで、第四十六号、第四十八号及び附則第五条(厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第六條第二十七号の二の次に一号を加える改正規定)、再商品化の認定を行い、及びその認定を取り消し、特定容器又は特定包装の自主回収の認定を行い、及びその認定を取り消しに係る部分に限る。に限り、の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(適用除外期間)

第二条 第十一条から第十三条までの規定は、中小企業基本法第二条に規定する中小企業者その他の政令で定める者に該当する特定事業者については、平成十二年三月三十一日までの間は、適用しない。

2 第三章から第五章まで、第三十三條及び第三十五條から第四十條までの規定は、容器包装のうち、主として紙製のものと及び主としてプラスチック製のものであつて政令で定めるものについては、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第五章、第六章及び第三十八條から第四十條までの規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第百二十七号の三の次に次の一号を加える。

百二十七の四 所掌に係る事業における容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第 号)による容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関すること。

第三十四條中「及び第百二十七号の三」を「から第百二十七号の四まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五條第二十八号中「及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)」を、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)」及び「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第 号)」に改める。

第六條中第二十七号の三を第二十七号の四とし、第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の定めるところにより、基本方針及び再商品化計画を定め、再商品化の認定を行い、及びその認定を取り消し、特定容器又は特定包装の自主

回収の認定を行い、及びその認定を取り消し、並びに同法の規定に基づき指定法人を指定し、及び指定法人に対し、認可その他監督を行うこと。

(農林水産省設置法の一部改正)

第六條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中第八十六号の四を第八十六号の五とし、第八十六号の三の次に次の一号を加える。

八十六の四 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中第四十四号の三を第四十四号の四とし、第四十四号の二の次に次の一号を加える。

四十四の三 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第 号)の施行に関すること。

(環境庁設置法の一部改正)

第八條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中第五号の四を第五号の五とし、第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第 号)による基本方針の策定、変更及び公表に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

審査報告書

優生保護法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年六月八日

厚生委員長 種田 誠
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することが出来る期間を五年間延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、国連の国際人口開発会議で採択された行動計画を踏まえ、リプロダクティブヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康・権利)について、その正しい知識の普及に努めるとともに、きめ細かな相談・指導体制の整備を図ること。また、その調査研究をさらに推進すること。

二、受胎調節実地指導員の養成については、諸情勢の変化に応じたものになるよう今後とも検討を進めること。

右決議する。

平成七年六月九日 参議院會議録第二十八号

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案

優生保護法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成七年六月八日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原文兵衛殿

優生保護法の一部を改正する法律

優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の
一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「平成七年七月三十一日」を
「平成十二年七月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律
案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成七年六月八日

厚生委員長 種田 誠

参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、理容師及び美容師の資質の向上
に資するため、理容師試験及び美容師試験の受
験資格を高等学校卒業以上とするともに、理
容師及び美容師の免許権者並びに理容師試験及
び美容師試験の実施者を厚生大臣に改めようと
するものであり、おおむね妥当な措置と認め
る。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ず
べきである。

一、今回の改正に伴い、中学校卒業者の就業機会
が狭められることのないよう適切な措置を講ず
ること。

二、理容師又は美容師の養成課程を有するろう学
校高等部卒業者の理容師試験又は美容師試験の
受験資格については、これらの者の置かれてい
る状況にかんがみ、特段の配慮を払うこと。
右決議する。

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律
案

右の本院提出案をここに送付する。

平成七年六月八日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原文兵衛殿

理容師法及び美容師法の一部を改正する法
律

(理容師法の一部改正)

第一条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十
四号)の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一
条を加える。

第一条 この法律は、理容師の資格を定めると
ともに、理容の業務が適正に行われるように

規律し、もって公衆衛生の向上に資すること
を目的とする。

第二条中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め
る。

第三条第三項中「学科試験及び実地試験は、
それぞれ、都道府県知事」を「理容師試験は、厚
生大臣」に改め、同条第四項中「学科試験を」理
容師試験に、「第四十七条を」第五十六条に、

「学科を修めたを」知識及び技能を修得したに
改め、同条第六項中「前各項を」前三項に、

「理容師養成施設及び実地習練を」及び理容
師養成施設に、「政令を」厚生省令に改め、

同条第二項及び第五項を削る。

第四条中「前条第四項を」前条第三項に改め
る。

第四条の二第一項中「都道府県知事」を「厚生
大臣」に、「厚生大臣の」を「その」に改め、「の全
部又は一部を削り、同条第二項中「前項の規定
による」を「指定試験機関の」に改め、同条第三
項を削る。

第四条の五を次のように改める。

第四条の五 削除

第四条の九第二項を削る。

第四条の十第三項中「及び委任都道府県知事」
を削り、同条第二項を削る。

第四条の十一第二項を削る。

第四条の十三第三項中「前二項を」前項に改
め、同条第四項中「又は第二項を削り、同条第
二項を削る。

第四条の十四第四項中、「関係委任都道府県
知事に通知するとともに、」を削り、同条第三項
を削る。

第四条の十五第二項第二号中「第四条の九第
四項又は第四条の十二第二項を」第四条の九第
三項又は第四条の十二に改め、同項第三号中
「第四条の十第一項若しくは第三項を」第四条
の十に改め、同条第三項中、「関係委任都道府
県知事に通知するとともに、」を削る。

第四条の十六を次のように改める。

第四条の十六 第四条の二第一項、第四条の六
第一項、第四条の九第一項、第四条の十第一
項又は第四条の十四第一項の規定による指
定、認可又は許可には、条件を付し、及びこ
れを変更することができる。

前項の条件は、当該指定、認可又は許可に
係る事項の確実な実施を図るため必要な最小
限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は
許可を受ける者に不当な義務を課すること
となるものであつてはならない。

第四条の十七第一項中「委任都道府県知事」を
「厚生大臣」に改め、「厚生大臣の」及び「厚生大
臣が」を削り、「又は一部を」の下に「自ら」を加
え、同条第二項を次のように改める。

厚生大臣は、前項の規定により試験事務の
全部若しくは一部を自ら行うこととするとき
、又は自ら行つていた試験事務の全部若し
くは一部を行わないこととするときは、その
旨を公示しなければならない。

第四条の十七第三項を削り、同条に第一項と
して次の一項を加える。

厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたと
きは、試験事務を行わないものとする。

第四条の十八第一項中「の各試験」を削り、
「都道府県」を「国」に、「当該各試験」を「当該試

験

験

験

験

験

験

験

験

驗に改め、「の全部」を削る。

第四条の十九中「この法律」を「第四条の二から前条まで」に改める。

第五条第一項中「都道府県」を「厚生省」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の五条を加える。

第五条の二 理容師の免許は、理容師名簿に登録することによつて行ふ。

厚生大臣は、理容師の免許を与えたときは、理容師免許証を交付する。

第五条の三 厚生大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、理容師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

指定登録機関の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行ふ。

第五条の四 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第五条の二第二項の規定の適用については、第五条中「厚生省」とあるのは「指定登録機関」と、第五条の二第二項中「厚生大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「理容師の免許を与えたときは、理容師免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に理容師免許証明書を」とする。

指定登録機関が登録事務を行う場合において、理容師の登録又は理容師免許証若しくは理容師免許証明書の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

前項の規定により指定登録機関に納められ

た手数料は、指定登録機関の収入とする。

第五条の五 第四条の三、第四条の四、第四条の六及び第四条の八から第四条の十七までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第四条の三「前条第二項」とあるのは「第五条の三第二項」と、第四条の四第一項、第四条の十第一項、

第四条の十五第二項第五号及び第四条の十六第一項中「第四条の二第一項」とあるのは「第五項の三第一項」と、第四条の八第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）とあるのは「職員」と、第四条の十五第二項第二号中「第四条の六第二項第四号の七第四項において準用する場合を含む。」とあるのは「第四条の六第二項」と、同項第三号中「第四条の七第一項、第四条の十」とあるのは「第四条の十」と読み替えるものとする。

第五条の六 第二条及び第五条から前条までに規定するもののほか、理容師の免許、理容師名簿の登録、理容師免許証、理容師免許証明書を並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第七条を次のように改める。

第七条 理容師の免許は、次のいずれかに該当する者には、与えないことがある。
一 精神病者又はてんかんにかかっている者
二 第六条の規定に違反した者
三 第十条第三項の規定による免許の取消処分を受けた者

第十条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「第七条第一項に規定する者」を「第七条第一号に掲げる者」に改め、「取り消す」の下に「ことができる」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十三条第二項中「第四条の十三第三項及び第四項」を「第四条の十三第二項及び第三項」に改める。

第十四条の三の次に次の一条を加える。
第十四条の三の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十四条の四「第四条の八第一項」の下に「（第五条の五において準用する場合を含む。）」を加える。

第十四条の五「第四条の十五第二項」の下に「（第五条の五において準用する場合を含む。）」を、「試験事務」の下に「又は登録事務」を、「指定試験機関」の下に「又は指定登録機関」を加える。

第十四条の六「指定試験機関」の下に「又は指定登録機関」を加え、同条第一号中「第四条の十一」の下に「（第五条の五において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「又は第二項」を「（第五条の五において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号中「第四条の十四第一項」の下に「（第五条の五において準用する場合

を含む。）」を、「試験事務」の下に「又は登録事務」を、「指定試験機関」の下に「又は指定登録機関」を加える。

を含む。）」を、「試験事務」の下に「又は登録事務」を加える。

第十七条の三第一項中「又は」を「若しくは」不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくは」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。
第二十条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、

第三条第三項の規定の適用については、学校教育法第五十六条に規定する者とみなす。
（美容師法の一部改正）
第二条 美容師法（昭和三十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第三条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第二項を次のように改める。
二 美容師の免許は、次のいずれかに該当する者には、与えないことがある。
一 精神病者又はてんかんにかかっている者
二 第六条の規定に違反した者
三 第十条第三項の規定による免許の取消処分を受けた者

第三条第三項及び第四項を削る。
第四条第二項を削り、同条第三項中「学科試験及び実地試験は、それぞれ、都道府県知事」を「美容師試験は、厚生大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「学科試験を、美容師試験」に、「第四十七条」を「第五十六条」に、「学科を修めた」を「知識及び技能を修得し

たに改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「政令」を「厚生省令」に改め、同項を同条第六項とする。

第四条の二の見出し中「及び試験事務の委任」を削り、同条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「厚生大臣の」を「その」に改め、「の全部又は一部」を削り、同条第二項中「前項の規定による」を「指定試験機関の」に改め、同条第三項を削る。

第四条の五を次のように改める。

第四条の五 削除

第四条の九中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第四条の十中第二項を削り、同条第三項中「及び委任都道府県知事」を削り、同項を同条第二項とする。

第四条の十二の見出しを「監督命令」に改め、同条第二項を削る。

第四条の十三中第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第四条の十四中第三項を削り、同条第四項中「関係委任都道府県知事に通知するとともに」を削り、同項を同条第三項とする。

第四条の十五中第二項第一号中「第四条の九第四項又は第四条の十二」を「第四条の九第三項又は第四条の十二」に改め、同項第三号中「第四条の十」若しくは「第三項」を「第四条の十」に改め、同条第三項中「関係委任都道府県知事に通知するとともに」を削る。

第四条の十八を次のように改める。

(指定等の条件)

第四条の十八 第四条の二第一項、第四条の六第一項、第四条の九第一項、第四条の十第一項又は第四条の十四第一項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第四条の十七の見出し中「委任都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「委任都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「厚生大臣の」及び「厚生大臣が」を削り、「又は一部」の下に「自ら」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

第四条の十七中第三項を次のように改める。

3 厚生大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

第四条の十八第一項中「の各試験」を削り、「都道府県」を「国」に、「当該各試験」を「当該試験」に改め、「の全部」を削る。

第四条の十九中「この法律」を「第四条の二から前条まで」に改める。

第五条の見出しを「(美容師名簿)」に改め、同

条第一項中「都道府県」を「厚生省」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の五条を加える。

(登録及び免許証の交付)

第五条の二 美容師の免許は、美容師名簿に登録することによつて行う。

2 厚生大臣は、美容師の免許を与えたときは、美容師免許証を交付する。

(指定登録機関の指定)

第五条の三 厚生大臣は、その指定する者以下「指定登録機関」という。に、美容師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等)

第五条の四 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第五条の二第二項の規定の適用については、第五条中「厚生省」とあるのは「指定登録機関」と、第五条の二第二項中「厚生大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「美容師の免許を与えたときは、美容師免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に美容師免許証明書を」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、美容師の登録又は美容師免許証若しくは美容師免許証明書の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められ

た手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第五条の五 第四条の三、第四条の四、第四条の六及び第四条の八から第四条の十七までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第四条の三「前条第二項」とあるのは「第五条の三第二項」と、第四条の四第一項、第四条の十第一項、第四条の十五第二項第五号及び第四条の十六第一項中「第四条の二第一項」とあるのは「第五条の三第一項」と、第四条の八第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第四条の十五第二項第二号中「第四条の六第二項(第四条の七第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四条の六第二項」と、同項第三号中「第四条の七第一項、第四条の十」とあるのは「第四条の十」と読み替へるものとする。

(厚生省令への委任)

第五条の六 第三号及び第五号から前条までに規定するもののほか、美容師の免許、美容師名簿の登録、美容師免許証、美容師免許証明書を並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第十条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「第三号第二項に規定する者」を「第三号第二項第一号に掲げる者」に改め、「取り消す」の下に「ことができる」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に

改め、同条第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十四条第二項中「第四条の十三第三項及び第四項」を「第四条の十三第二項及び第三項」に改める。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第十七条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十七条の二中「第四条の八第一項」の下に「第五条の五において準用する場合を含む。」を加える。

第十七条の三中「第四条の十五第二項」の下に「第五条の五において準用する場合を含む。」を、「試験事務」の下に「又は登録事務」を、「指定試験機関」の下に「又は指定登録機関」を加える。

第十七条の四中「指定試験機関」の下に「又は指定登録機関」を加え、同条第一号中「第四条の十一」の下に「(第五条の五において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「又は第二項を」(第五条の五において準用する場合を含む。))に改め、同条第三号中「第四条の十四第一項」の下に「(第五条の五において準用する場合を含む。)」を、「試験事務」の下に「又は登録事務」を加える。

第二十三条第一項中「又はを」若しくは「不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分

若しくは」に改める。

附則第十一項中「旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を終了した者」を削り、「の二年の課程を終った者」を卒業した」に、「これらの者を」これに、「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「第四十七條」を「第五十六條」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(理容師試験及び美容師試験に関する規定の適用)

第二条 平成十二年三月三十一日以前に行われる理容師試験及び美容師試験については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(理容師試験又は美容師試験の受験資格の特例)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前)に第一条の規定による改正前の理容師法(以下「旧理容師法」という。第三條第四項の規定により理容師になるのに必要な学科を修めた者であつて旧理容師法第三條第五項に規定する一年以上の実地習練を経たもの又は施行日前に第二条の規定による改正前の美容師法(以下「旧美容師法」という。第四條第四項の規定により美容師になるのに必要な学科を修めた者であつて旧美容師法第四條第五項に規定する一年以上の実地習練を経たものは、第一条の規定による改正後の理容師法(以下「新理容師法」という。第三條第三項又は第二條の規定による改正後の美容師法(以下「新美容師法」という。第四條第三項の規定にかかわらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験

を受けることができる。

第四条 施行日前に旧理容師法第三條第四項又は旧美容師法第四條第四項の規定により理容師又は美容師になるのに必要な学科を修めた者及びこの法律の施行の際現にこれらの項に規定する理容師養成施設又は美容師養成施設において当該学科を修めている者で施行日以降に当該学科を修め終わるものであつて、旧理容師法第三條第五項又は旧美容師法第四條第五項に規定する一年以上の実地習練を経ているもの又は施行日前に当該学科を修めていないものの実地習練については、厚生大臣が告示する日までの間は、なお従前の例による。

2 前項の場合において、この法律の施行の際現に当該学科を修めている者が当該学科を修め終わる日までの間は、当該理容師養成施設又は当該美容師養成施設に係る旧理容師法第三條第四項又は旧美容師法第四條第四項の規定による厚生大臣の指定は、なおその効力を有する。

3 第一項の規定に基づき一年以上の実地習練を経た者(同項の規定に基づき実地習練を行った期間と旧理容師法第三條第五項又は旧美容師法第四條第五項の規定に基づき実地習練を行った期間とを合算した期間が一年以上である者を含む。は、平成十二年三月三十一日までは、附則第二条の規定によりなお従前の例により行われる理容師試験又は美容師試験を、同年四月一日以降は、新理容師法第三條第三項又は新美容師法第四條第三項の規定にかかわらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。

第五条 当分の間、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七條に規定する者であつて、厚生省令で定める要件に該当し、かつ、新理容師法第三條第三項又は新美容師法第四條第三項の規定により理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、新理容師法第三條第三項又は新美容師法第四條第三項の規定にかかわらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。

2 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十八号)による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、前項の規定の適用については、学校教育法第四十七條に規定する者とみなす。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするときは、あらかじめ、文部大臣と協議しなければならない。

(理容師又は美容師の免許の特例)

第六条 旧理容師法又は旧美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験(附則第二条の規定によりなお従前の例により行われる理容師試験又は美容師試験を含む。)に合格した者は、新理容師法第二條又は新美容師法第三條第一項の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けて理容師又は美容師になることができる。

(旧理容師法又は旧美容師法の規定により理容師免許又は美容師免許を受けた者)

第七条 旧理容師法又は旧美容師法の規定により理容師又は美容師の免許を受けた者は、新理容師法又は新美容師法の規定により理容師又は美容師試験を受けることができる。

容師の免許を受けた者とみなす。

(旧理容師法又は旧美容師法の規定による理容師名簿又は美容師名簿)

第八条 旧理容師法第五条又は旧美容師法第五条

の規定による理容師名簿又は美容師名簿は、新理容師法第五条又は新美容師法第五条の規定による理容師名簿又は美容師名簿とみなし、旧理容師法第五条又は旧美容師法第五条の規定によりなされた理容師名簿又は美容師名簿への登録は、新理容師法第五条又は新美容師法第五条の規定によりなされた理容師名簿又は美容師名簿への登録とみなす。

2 都道府県知事は、施行日において、前項に規定する理容師名簿又は美容師名簿を厚生大臣に引き継ぐものとする。

3 指定登録機関が理容師又は美容師の登録の実施等に関する事務を行う場合における前項の規定の適用については、「厚生大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(旧理容師法又は旧美容師法による処分及び手続)

第九条 この附則に特別の規定があるものを除く

ほか、旧理容師法又は旧美容師法によってした処分、手続その他の行為は、新理容師法又は新美容師法中にこれに相当する規定があるときは、新理容師法(第三条第三項を除く。)又は新美容師法(第四条第三項を除く。)によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中七の三を七の五とし、七の二を七の四とし、(七)の次に次のように加える。

(七)の二 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)による理容師名簿にする登録	
イ 理容師法第五条の二第一項(登録)の理容師の登録	登録件数 一件につき九千円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数 一件につき千円
(七)の三 美容師法(昭和三十三年法律第百八十三号)による美容師名簿にする登録	
イ 美容師法第五条の二第一項(登録)の美容師の登録	登録件数 一件につき九千円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数 一件につき千円

(地方自治法の一部改正)

第十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(二十三)中、「理容師試験」及び「及び理容師の免許」を削り、同号(二十四)中、「美容師試験」及び「及び美容師の免許」を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

第十四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号中「指定すること」を「指定し、並びに理容師及び美容師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること」に改め、同条第十六号の二「理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)及び美容師法(昭和三十三年法律第百八十三号)」を削り、同条を同条第十六号の三とし、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)及び美容師法(昭和三十三年法律第百八十三号)の規定に基づき、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

防衛庁・自衛隊における法律秘の定義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年五月二十六日

参議院議長 原文兵衛殿

正敏

防衛庁・自衛隊における法律秘の定義に関する質問主意書

政府は自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第五十九条第一項に規定する「秘密」(以下「法律秘」という。)の定義について、秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第百二二号。以下「訓令」という。)の規定による秘密の指定の有無にかかわらず、「一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実をいう。」(防衛庁・自衛隊における法律秘に関する質問)に対する政府答弁(一九九五年四月一日)との答弁を繰り返している。

一方で、法律秘の解釈については、昭和五十三年五月三十一日の最高裁判所判例を踏まえたものであり、同判例以降その解釈に変更はない。(防衛庁・自衛隊における法律秘に関する再質問)に対する政府答弁(一九九五年五月二日)との見解を示している。

同判例(以下「昭和五十三年最高裁判例」という)は法律秘の定義については、その理由の中で昭和五十二年二月一九日の最高裁判所第二小法廷決定(以下「昭和五十二年最高裁判例」という)をそのまま引用している。昭和五十二年最高裁判例は、法律秘について「国家机关が単にある事項につき形式的に秘匿の指定をしただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう」と定義している。

政府が法律秘の解釈を昭和五十三年最高裁判例に求めるのであれば、当然昭和五十二年最高裁判例に

おける法律秘の定義について政府の見解が示されるべきであり、この点につき以下質問する。

一 政府が、法律秘についての解釈を昭和五二年最高裁判例に求めるならば、法律秘の定義は同判例がその理由の中で引用する昭和五二年最高裁判例の「国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をしただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」となるはずであるが、政府の見解はどうか。

二 もし政府が、昭和五二年最高裁判例の定義を法律秘の定義としないのであれば、その理由を明らかにされたい。

三 政府が昭和五二年最高裁判例の解釈に従うのであれば、訓令に基づいて秘密の指定がなされたものであつても、法律秘に該当しない場合があり得ると考えるが、政府の見解はどうか。右質問する。

平成七年六月六日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員 正敏君提出防衛庁・自衛隊における法律秘の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 正敏君提出防衛庁・自衛隊における法律秘の定義に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

昭和五十三年五月三十一日の最高裁判所判例

においては、「国家公務員法一〇九条二号、一〇〇条一項にいう秘密とは、非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいい(最高裁昭和四八年(ホ)第二七一六号同五二年二月一九日第二小法廷決定)」とされている。

これを踏まえ、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十九条第一項に規定する「秘密」は、秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第百二二号)の規定による秘密の指定の有無にかかわらず、一般に知られていない事実であつて、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実をいうと解釈しているものである。

平成七年六月九日 参議院会議録第二十八号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
三円
送料別
(税別)